

契 約 書 (案)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、「公務災害防止啓発映像教材(教育現場における安全衛生管理のあり方について)DVD制作業務」（以下「本業務」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は乙に対し、本業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は別添の仕様書のとおりとする。

（提案の内容）

第3条 乙は別添の提案内容を遵守し、本業務を処理するものとする。

（履行期間）

第4条 履行期間は、契約締結日から平成31年2月28日までとする。

（委託金額及び支払い方法）

第5条 本業務の委託金額及び支払方法は次のとおりとする。

- (1) 委託金額 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- (2) 支払方法 甲が乙の業務の完了を確認した後、甲は乙の適正な請求書の受理後、1か月以内に乙の指定する銀行口座に振り込む。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は免除とする。

（著作権）

第7条 本業務で制作する映像教材の著作権及び複製権は地方公務員災害補償基金が所有する。

（成果物に関する所有権及び管理）

第8条 本契約に基づき作成したマザーテープの所有権は甲に帰属するものとし、甲の指示に従い乙が責任を持って管理、保管する。

（契約内容の変更）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

- 2 前項の場合、甲と乙が協議の上、委託料等の契約内容を変更するものとする。
- 3 甲は、第1項の変更により、乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約の解除等)

第10条 甲は乙の責に帰すべき事由により、不可能になったと認めるときは、この契約を解除することができる。また、これによって生じた損害について乙は甲に補償しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 乙は、この契約の履行に際して、知り得た事業上の秘密を、甲の承認を得ない限り、第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(個人情報の取り扱い)

第12条 乙は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(定めのない事項)

第13条 甲と乙とは信義誠実をもって本契約を履行し、本契約に疑義が生じたとき及び本契約に定めのない事項に関しては、甲乙協議の上、処理するものとする。

以上の契約の确实を証するため本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都千代田区麴町三丁目2番地
一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会
理 事 長 松 永 邦 男

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(事務従事者への周知)

第3条 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第4条 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(適正管理)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、甲の承諾がある場合を除き、この契約による事務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(廃棄)

第10条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(調査)

第11条 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。